
論 説

クラウドファンディング（Crowdfunding, CF）に 携わった法人および匿名組合に対する所得課税

藤 間 大 順*

I はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大によって日本経済が停滞するなか、困窮している飲食・観光事業者が、いわゆるクラウドファンディング取引（以下「CF」という）によって資金を調達する事例が報道されている¹⁾。プラットフォームのウェブサイトにおいても、飲食、観光、芸能、芸術などの分野に対して、COVID-19による収入の減少を支援するためのプログラムが設置されている²⁾。以上のように、昨今の経済情勢の下でCFは重要性を増している一方、その課税関係については、後述するように、あまり明らかではないところがある。そこで、本稿では、法人や匿名組合がCFに関わった際にどのような課税を受けるものと解すべきか³⁾、現行の税法の解釈論を論じることとしたい。

本稿の構成は次のとおりである。まず、IIにおいて、CFの意義やその分類について整理する。IIIでは、法人がCFに関わった際の課税関係について考察する。なお、本稿の情報は、インターネット上のものも含め、2020年6月末時点のものである。

※ 神奈川大学法学部助教

- 1) 2020年5月23日付乗りものニュース「コロナ困窮業者に『共感の輪』＝クラウドファンディングに17億円超」（<https://trafficnews.jp/post/96604>）参照。
- 2) CAMPFIRE「新型コロナウイルス（COVIC19）サポートプログラムについて」（<https://camp-fire.jp/channels/covid-19-support>）参照。

II CF とは何か

課税関係の検討に先立ち、本章では、CF の意義について概説する。

1 CF の概要と特徴

CF とは何か、という問いに対する答えは、結論から述べれば、確たる範囲は存在しない、というものになろう。なぜならば、CF はそれ自体が何らかの法的な規制に服するものではなく⁴⁾、法的な定義を持つものではないからである。

ただし、確たる定義を述べるものではないが、CF の性質や特徴について述べる記述は既に存在する。例えば、有吉氏は、「クラウドファンディングとは、群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組み合わせた造語であり、一般的には、資金需要のある者がインターネットを通じて不特定多数の者から資金を調達する手法を意味する概念として用いられている」⁵⁾と述べる。また、佐々木氏は、「①不特定多数の個人が、②インターネット上の広告やプレゼンテーションを通じて手軽に、③個人・組織が行おうとする

3) 筆者は、2019年12月の日本租税理論学会第31回大会において、「クラウドファンディング (Crowdfunding, CF) に対する課税」と題する報告を行っている (いずれ、報告内容は租税理論研究叢書 (財経詳報社) に論文として掲載される予定である)。当該報告では、CF に関わった個人に対する課税について、米国法との比較法的検討を行っている。

本稿は、CF に係る租税実体法上の問題につき、当該報告では扱わなかった法人や匿名組合に対する課税の問題を、専ら日本法の解釈論として論じる論稿である。本稿には、CF に関する説明の部分など、当該報告や租税理論研究叢書の論文とある程度重なる点もあろうかと思われるが、関心が異なる論稿であるため、どうかご寛恕いただければ幸いである。

4) なお、後述する金融型 CF のうち株式型およびファンド型については、プラットフォームに対する金融証券取引法の規制を緩和する改正が平成 26 年に行われている (平成 26 年法律第 44 号による金融商品取引法 29 条の 4 の 2 および 29 条の 4 の 3 制定)。しかし、当該改正は、あくまで金融型 CF を含む一定の取引について業法の規制を緩和するものであり、CF のみを対象とした何らかの法規制を設けたものではない。

5) 西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全 (下) [全訂版]』(商事法務、2017 年) 908 頁 [有吉尚哉執筆部分]。

『課題解決策』に、④『共感』『納得』して、⑤投資（出資）できる仕組み⁶⁾と CF について説明している。このように、インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みが CF である、とさしあたり述べることができよう。

以上のような性質を持つ CF は、一般的に、プラットフォームが仲介して、プラットフォームビジネスとして行われる⁷⁾。具体的には、あるプロジェクトについて資金を得ようとする者（以下「資金調達者」という）が、プラットフォームが経営するウェブサイトにプロジェクトの概要を掲載し、そのプロジェクトに賛同し資金を提供しようとする者（以下「資金提供者」という）が資金を提供する形で行われる。資金の流れを図示すると、次ページの図のようになる。

このように、プラットフォームが仲介して不特定多数の者からの資金調達を可能にする取引が、典型的な CF である。このような取引は、資金調達者にとっては資金が調達ができるメリットがある一方、資金提供者にとっても、比較的少額の投資によって大きなプロジェクトに関わることが可能になり⁸⁾、メリットがあるものとされる。日本では、東日本大震災からの復興を機に注目が集まり⁹⁾、市場規模も年々増加している¹⁰⁾。昨今の COVID-19 の拡大によって更に注目が集まっていることは、I で述べたとおりである。

6) 佐々木敦也『ザ・クラウドファンディング』（金融財政事情研究会、2016 年）9 頁。

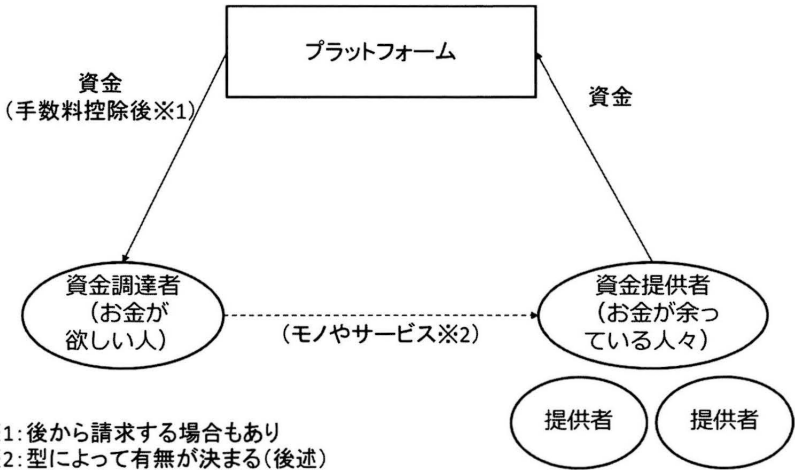
7) プラットフォームビジネスと課税の問題については、近時多くの論稿が発表されている。さしあたり、高橋祐介「技術革新による税務行政の課題」租税法研究 46 号（2018 年）64 頁、吉村政穂「影との闘い」論究ジュリスト 25 号（2018 年）204 頁、森信茂樹『デジタル経済と税』（日本経済新聞出版社、2019 年）、渡辺智之「マルチサイド・プラットフォームの国内課税問題」税研 204 号（2019 年）15 頁、渡辺徹也「シェアリング・エコノミーに携わるプラットフォーム企業と課税」税経通信 74 巻 2 号（2019 年）6 頁参照。

8) See DAREN C. BRABHAM, CROWDSOURCING 37 (2013).

9) 佐々木・前掲注（6）11～13 頁参照。

10) 矢野経済研究所プレスリリース 2036 号「2017 年度の国内クラウドファンディング市場規模は新規プロジェクト支援ベースで前年度比 127.5% 増の 1,700 億円」（https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_iC2036）参照。

【CFの資金の流れのイメージ図】



※1: 後から請求する場合もあり
 ※2: 型によって有無が決まる(後述)

2 CFの類型

1で述べたように、CFとは、プラットフォームのウェブサイトや銀行口座を通じて、多数の資金提供者が、特定のプロジェクトを行う資金調達者に資金を提供する取引のことである。もっとも、CFは、資金調達者から資金提供者へのモノやサービス¹¹⁾の提供の有無や提供されるモノやサービスの種類によってさらに細かく分類される。そこで、以下では、当該分類について述べた後、これら以外の分類方法についても述べる。

なお、整理するにあたり注意すべき点は、CFに確たる定義がないことと同様、以下の分類も、何らかの法的な枠組によるものではなく、絶対的なものではない、ということである。例えば、金額の多寡に応じてモノやサービスの有無が変わるCFのプロジェクトも存在する。少し検討を先取りする形になるが、そのような場合には、一定金額以下の資金提供は寄附型CF、一定金額超の資金提供は購入型CFや金融型CF、という分類をすることになろう。あくまで、CFを分析する際の1つの見方として以下の

11) 一般用語としては、「対価」の有無や種類と述べてさしつかえないであろう。ただし、税法上の概念としての「対価」とは違った用語法が混在しているため、あえて「モノ」や「サービス」と呼称している。

分類が存在しうるにすぎない、ということ、を、予め述べておく。

(1) 寄附型 CF

CF の類型としてまず挙げられるのは、寄附型 CF である。これは、資金調達者が資金提供者に対してモノやサービスを提供しない、いわば金銭の贈与に類似した CF のことである。ただし、通常は、お礼状の送付やプロジェクトの進捗状況の報告など、多少の便益は供与されるため、実際には、寄附型 CF とは、モノやサービスの額が僅少なものを指すと言って良いであろう。典型的には、地域に貢献するためのプロジェクト（例えば、災害からの復興や野良猫の避妊手術）や、難病の手術、障害者支援などのプロジェクトが寄附型 CF により行われている。

寄附型 CF を行うプラットフォームとしては、READYFOR(株)が運営する「Readyfor Charity」が挙げられる¹²⁾。「Readyfor Charity」は、非営利団体が行っているなどの寄附金控除（所得税法（以下「所税」という）78条）の適用要件を満たすプロジェクトのみを集めたプラットフォームである。

また、近年では、ふるさと納税（地方税法 37 条の 2）を CF 方式で行う、ガバメントクラウドファンディングという仕組みも行われている¹³⁾。ガバメントクラウドファンディングを行うプラットフォームとして、(株)トラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」が挙げられる¹⁴⁾。「ふるさとチョイス」で行われているプロジェクトとしては、火災に遭った首里城の再建プロジェクトが挙げられる¹⁵⁾。

12) Readyfor Charity ウェブサイト (<https://readyfor.jp/charity/>) 参照。

なお、同社は、このほか、通常の寄附型および購入型のプロジェクトを集めたプラットフォームである「Readyfor」も運営している (<https://readyfor.jp/>)。

13) 渡辺徹也「新しくなった『ふるさと納税』制度」法学教室 470 号 (2019 年) 43 頁参照。

14) ふるさとチョイスウェブサイト (<https://www.furusato-tax.jp/>) 参照。

15) ふるさとチョイスウェブサイト (<https://www.furusato-tax.jp/gcf/717>) 参照。

(2) 購入型 CF

CFの類型として次に挙げられるのは、購入型CFである。これは、資金調達者が資金提供者に対して、資金提供と引き換えに金銭以外のモノやサービスを提供する、いわば売買に類似したCFのことである。通常は、市販されていない商品を提供するまたは発売前の商品を発売後の価格よりも安価で提供するなどの方法により行われる。

購入型CFを行うプラットフォームとして、(株)マクアケが運営する「Makuake」や¹⁶⁾、(株)CAMPFIREが運営する「CAMPFIRE」が挙げられる¹⁷⁾。購入型CFによるプロジェクトとしては、「Makuake」で行われた片淵須直監督の映画「この世界の片隅に」の製作が挙げられる¹⁸⁾。同プロジェクトでは、一定以上の資金を提供した者の名前を映画のエンドロールにクレジットするというサービスを提供することにより、映画の製作資金を調達した。

多くのプラットフォームでは、寄附型と購入型いずれのプロジェクトも行われている。例えば、アカデミスト(株)が運営する「academist」では、大学その他の研究機関に所属する研究者の研究資金の調達のために、寄附型CFおよび購入型CFが行われている¹⁹⁾。

(3) 金融型 CF

CFの類型として最後に挙げるのは、金融型CFである。これは、資金調達者が資金提供者に対して、プロジェクトの成果として得られた金銭を分配する、いわば出資や融資に類似したCFのことである。金融型CFは、さらに、融資型、株式型、ファンド型の3種類に分けられる。

まず、融資型CFは、プラットフォームが仲介し、資金提供者から資金

16) Makuake ウェブサイト (<https://www.makuake.com/>) 参照。

17) CAMPFIRE ウェブサイト (<https://camp-fire.jp/>) 参照。

18) Makuake ウェブサイト (<https://www.makuake.com/project/konosekai/>) 参照。

19) academist ウェブサイト (<https://academist-cf.com/>) 参照。

調達者へと資金を貸し付ける CF である。ソーシャルレンディングともいう。ただし、資金提供者が直接資金調達者へと資金を貸し付けるには、「金銭の貸付け……で業として行うもの」（貸金業法 2 条 1 項柱書）を行う者として、資金提供者が貸金業の登録をする必要がある。そのため、融資型 CF においては、プラットフォームを営業者として、資金提供者との間で匿名組合契約（商法 535 条）を結び、資金調達者へと貸付けを行い、貸金業法の規制を回避している²⁰⁾。資金提供（貸付け）が行われた後、資金調達者は、匿名組合（の組合員）に対し、元本を返済するとともに、消費貸借契約に基づく利息を（事業の成功の有無に関わらず）支払うこととなる。利息から費用等を差し引いた利益については、契約に基づき、各資金調達者に分配されることになる。融資型 CF を行うプラットフォームとしては、maneo マーケット(株)が運営する maneo が挙げられる²¹⁾。

次に、株式型 CF は、プラットフォームが仲介し、資金提供者から資金調達者へと資金を出資する CF である。融資型 CF が資金の貸付け (debt) である一方、株式型 CF は資金の出資 (equity) である。資金調達者は、非上場株式を資金調達者に対して交付し、業績に応じて配当を支払う。株式型 CF については、ベンチャー企業に対する出資として、エンジェル税制（租税特別措置法 37 条の 13、37 条の 13 の 2、41 条の 19）の適用という税制上のメリットを受けられる場合がある。株式型 CF を行うプラットフォームとしては、(株)日本クラウドキャピタルが運営する FUNDINNO が挙げられる²²⁾。

ファンド型 CF は、「特定の事業に対して資金出資者を募る仕組み」²³⁾で

20) 従来は、実質的には貸付けであるとみなされることを回避し、貸金業法の規制を避けるために、借主の情報を資金提供者に開示しないことが行われてきた（匿名化）。ただし、この点について、金融庁からの文書回答により、匿名化を行わずとも、貸金業法の規制を受けない旨が明らかにされている（平成 31 年 3 月 18 日付文書回答（https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/024/024_13b.pdf）、令和元年 7 月 9 日付文書回答（https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/024/024_14b.pdf）参照）。この出来事を「匿名化解除」というようである。

21) maneo ウェブサイト（<https://www.maneo.jp/>）参照。

22) FUNNDINNO ウェブサイト（<https://fundinno.com/>）参照。

ある。事業で生じた利益の一部を支払う点で株式型 CF と類似するが、株式型 CF のように資金調達会社自体に対する出資を募り株式を交付するのではなく、事業を行うための匿名組合を組成し、その匿名組合の利益の分配として事業で生じた利益の一部を支払う仕組みである。いわば、事業の成功の有無によって資金調達が支払う金銭が変動する点において株式型 CF と類似し、匿名組合の組成および匿名組合を通じた金銭の支払いを行う点において融資型 CF と類似する、と言って良いであろう。また、金銭以外のモノやサービスを資金調達者から資金提供者に提供する、購入型 CF に類似するものもあるとされる²⁴⁾。ファンド型 CF を行うプラットフォームとしては、ミュージックセキュリティーズ(株)が運営するミュージックセキュリティーズが挙げられる²⁵⁾。

(4) 他の分類方法などの補足

ここまで述べてきたほかの分類方法としては、all or nothing 方式と keep it all 方式（または all in 方式）の区別がある。CF では、通常、集める資金の目標額を設定する。集まった資金が目標額に届かなかった場合には調達者に資金が支払われないのが all or nothing 方式、資金が支払われるのが keep it all 方式である。CF という all or nothing 方式が想起されるが、同方式であることが CF の必須の条件ではない²⁶⁾。

また、CF 契約においては、契約当事者は資金提供者および資金調達者であり、プラットフォームは契約当事者ではない（別途、資金調達者との間で手数料の支払契約を結ぶ）ことがほとんどである。当事者は、契約ごとに異なりうるが、プラットフォームの利用規約においてプラットフォー

23) 佐々木・前掲注 (6) 22 頁。西村あさひ法律事務所・前掲注 (5) 918~922 頁 [有吉尚裁執筆部分] も参照。

24) 佐々木・前掲注 (6) 20 頁参照。実際、プラットフォームのウェブサイトの作りとしては、購入型 CF のそれに近いように思われる。

25) ミュージックセキュリティーズウェブサイト (<https://www.musicsecurities.com/>) 参照。

26) 佐々木・前掲注 (6) 7 頁参照。

ムは契約当事者ではないと記載している例が見られる。例えば、上述の「Readyfor」では、CF 契約を「ユーザー間契約」と称し、資金調達者と資金提供者間の契約であることを規約で述べている²⁷⁾。「Makuake」の利用規約にも同旨の規定がある²⁸⁾。

以上、II では、本稿が課税関係を論じる対象である CF とはどのような取引なのか、という点を論じてきた。II 冒頭で述べたとおり、CF とは確たる定義を持たない用語であるため、ここでの整理ももとより完全なものではない。ただし、本稿では、以上の整理に沿って、III において、CF に対する法人税および匿名組合に関する所得課税の課税関係についてどのように解すべきか、という点を論じていく。

III 法人または匿名組合が携わる CF と課税

CF によって資金が提供者から調達者に移転する以上、そこには必然的に課税問題が付きまとう。所得課税において主に問題になるのは²⁹⁾、資金提供者は支払った資金額を所得（または税額）から控除できるのかという点と、資金調達者は受領した資金額にどのように課税されるのか、という点である³⁰⁾。

もっとも、CF の内容が多岐に渡る以上、この点について網羅的な検討を行うことは困難である。そこで、以下においては、法人（税法上法人とみなされる人格のない社団等（法人税法（以下「法税」という）2条8号）

27) Readyfor ユーザー利用規約 (https://readyfor.jp/terms_of_service) 6条。

28) Makuake 利用規約 (<https://www.makuake.com/pages/term/>) 利用規約 2条 2。

29) なお、購入型 CF と消費税の問題を論じた論稿として、吉村政穂「消費税における『対価』の意義と購入型クラウドファンディング」金子宏＝中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018年）408頁参照。

30) 前掲注(3)で述べた学会報告および論文では、個人間の寄附型 CF において、資金調達者が受領した資金について贈与税が課されるべきか所得税が課されるべきかという点を論じている。

を含む（法税3条）。以下「法人」と述べる場合は同様）が資金を提供する寄附型CFにおいて、資金提供法人は当該資金を控除できるのかという点（1）、法人が資金を調達する購入型CFにおいて、資金調達法人に対して低額譲渡課税が行われるのかという点（2）および融資型CFにおいて生じる匿名組合の営業者および組合員に対する所得税の課税関係について論じる（3）。最後に、プラットフォームへの課税を含め、補足すべき事項についても述べる（4）。

1 寄附型CFと法人税

資金提供者A1が資金調達者A2との間で寄附型CF契約を結び、A1がA2に資金を提供したとする。このとき、法人税の課税はどのように行われるだろうか。

まず、A2が法人である場合には、当該資金の受領は原則として法税22条2項にいう「無償による資産の譲受け……に係る当該事業年度の収益の額」（受贈益）として、益金と捉えられるであろう。ただし、当該法人が公益法人等（法税2条6号）または人格のない社団等であり、そのCFに係るプロジェクトが収益事業（法税2条13号、法人税法施行令（以下「法税令」という）5条）に該当しないものであれば、当該資金には法人税が課されないものと思われる（法税7条）。

主に問題になると思われるのは、A1が法人の場合である。このとき、A1は提供した資金の額を損金として控除することができるのだろうか。

この点については、まず、原則として、一部額のみを控除することができる、ということになろうかと思われる。なぜならば、寄附型CFに伴う資金の提供は、「金銭……の贈与」または「経済的な利益の……無償の供与」として（法税37条7項）、法人税法上の寄附金に該当するように思われるからである³¹⁾。資金提供が寄附金に該当する場合には、原則として一

31) 当該文言の範囲について争われた裁判例として、千葉地判昭和62年5月6日税資158号503頁、太洋物産事件控訴審判決（東京高判平成4年9月24日行裁43巻8・9号1181頁）、東京高判平成27年11月26日税資265号順号12761参照。

般寄附金となり、限度額（法税令 73 条）の範囲内でのみ A1 において損金算入が可能となる（法税 37 条 1 項）。ただし、当該資金が寄附金に該当するとしても、A2 が国、地方公共団体または公益目的事業を行う法人であるなどの場合には、全額が A1 において損金算入可能となる可能性がある（法税 37 条 3 項）。

議論の余地があるように思われるのは、果たして、寄附型 CF に伴う資金提供が A1 にとって常に寄附金に該当するのか、例外は存在しないのかという点である³²⁾。ここで着目したいのは、CF を行うプラットフォームのウェブサイトにおいては、プロジェクトに寄附をした者が明らかになっていたり、自らコメントを残せるようになっていたりする、ということである。例えば、ある地域への進出をめざす A1 が、当該地域の町おこしのための寄附型 CF に資金を提供し、当該地域の居住者や当該地域に関心がある者に存在をアピールする場面も想定されよう。このような場合にも、当該資金は寄附金として一部額のみが損金算入可能となるのだろうか。

このような場合には、寄附金から除外される「広告宣伝……の費用」（法税 37 条 7 項）、すなわち広告宣伝費への該当性が問題となりうる。当該文言の意義について論じた近時の判決として、平成 24 年の東京地裁の判決が存在する³³⁾。この判決においては、眼科診療所を運営する医療法人が眼鏡の販売などを行う法人に対して支払った金員が寄附金に該当するか否かが争われた。裁判所は、次のような規範を示し、当該金員は広告宣伝費に該当せず、寄附金に該当する、と判示している。

32) なお、法人が資金を提供する寄附型 CF につき、資金の提供は寄附金に該当するとする文献として、森川智之「クラウドファンディングの税務ポイント」経理情報 1326 号（2012 年）32～33 頁参照。

33) 東京地判平成 24 年 1 月 31 日訟月 58 巻 8 号 2970 頁。また、「通常、広告宣伝費とは購買意欲を刺激する目的で商品等の良廉性を広く不特定多数の者に訴えるための費用をいい、その相手方を常に不特定多数の者としている」と述べる判決として、東京高判昭和 39 年 11 月 25 日訟月 11 巻 3 号 444 頁参照。

寄附金と広告宣伝費の区別に関する近時の注目すべき文書回答として、令和 2 年 5 月 14 日付文書回答事例「Jリーグの会員クラブに対して支出した広告宣伝費等の税務上の取扱いについて」参照。

「ある法人の支出が当該法人の広告の費用（広告宣伝費）であると認められるためには、その支出の対価として提供された役務が、客観的にみて、その受け手である不特定多数の者に対し当該法人の事業活動の存在又は当該法人の商品、サービス等の優越性を訴える宣伝の効果を意図して行われたものであると認められることが必要である」。

この判示を前提とした場合に、上記の特定の地域へのアピールのための寄附型 CF はどのように捉えられるのだろうか。

まず、この判示で要求されている不特定多数への宣伝の効果の意図については、十分に満たすものであろう。CF のプラットフォームのウェブサイトは一般に広く公開されており、そこで存在をアピールすることは、不特定多数への宣伝を企図したものと評価できるように思われる。

問題となるのは、プラットフォームのウェブサイトには法人名が掲載されることを「支出の対価として提供された役務」と評価できるのか、という点である。この点は、ここにいう「対価」の意義をどのように解するのか、という点によって評価が異なるであろう。「対価」の意義を狭く、ある給付に対する私法上の反対給付に限定して解する場合には、寄附型 CF に伴う法人名のウェブサイトへの記載は支出の対価として提供される役務とは捉えられない。なぜならば、寄附型 CF による資金の提供はあくまで資金提供者と資金調達者との間の契約によるものであり、プラットフォームがウェブサイト上に資金提供法人の名前を掲載するかどうかという点は当該契約とは関わりがなく、掲載は資金の提供に対する反対給付として行われるものではないからである。一方、「対価」の意義を広く、ある支出と何らかの結びつきを持つ（いわば偶発的ではない）役務であれば含まれるものと解する場合には³⁴⁾、寄附型 CF に伴う法人名のウェブサイトへの記載も支出の対価として提供される役務と捉えうように思われる。なぜならば、資金を提供しなければ法人名をプラットフォームのウェブサイトに掲載することができなかったという点で、資金と掲載の間に一定の結びつきは見出せるように思われるからである。

以上のような検討を前提とすれば、ある法人（A1）が寄附型 CF によっ

て資金を提供した場合に、その資金が³⁴（寄附金から除外される）広告宣伝費に該当し、全額が損金に算入できる可能性は排除できないように思われる。ただし、上記の検討は、裁判例の判示の解釈といういわば「解釈の解釈」を行った議論であるうえ、当該裁判例は広告宣伝費に該当するための必要条件を示したものにすぎず、十分条件は示していない。そのため、寄附型 CF により提供された資金が広告宣伝費に該当するのは、限定的な場合に限られるようにも思われる³⁵。

2 購入型 CF と法人税

資金提供者 B1 が資金調達者 B2 との間で購入型 CF 契約を結び、B1 が B2 に資金を提供した後、B2 が B1 に対してモノやサービスを提供したとする。このとき、法人税の課税はどのように行われるだろうか。

まず、B1 が法人であった場合には、支払った資金が控除可能か問題となる。モノやサービスの性質に応じて別段の定め適用の有無が問題になるほか³⁶、B2 から B1 に資産が提供された場合には後述する低額譲渡課税の

34) 所得税法上の一時所得における非対価要件については、裁判例において、所得発生の偶発性というメルクマールがしばしば用いられ、対価の意義が広く（非対価要件の意義が狭く）解されている。

この点が争われた判決として、職務発明の対価の所得分類に関する一連の裁判例や（東京地判平成 23 年 9 月 12 日税資 261 号順号 11763、大阪高判平成 28 年 10 月 6 日訟月 63 卷 4 号 1205 頁、東京高判平成 28 年 11 月 17 日税資 266 号順号 12934）、債務免除益の所得分類に関する裁判例（東京地判平成 27 年 5 月 21 日税資 265 号順号 12666、東京地判平成 30 年 4 月 19 日判時 2405 号 3 頁）、馬券札幌事件第一審判決（東京地判平成 27 年 5 月 14 日民集 71 卷 10 号 2279 頁）を参照。

また、この点に関する文献としては、上記の各判決の評釈のほか、倉見智亮「所得税法における『対価』概念の意義に関する基礎的考察」税法学 571 号（2014 年）23 頁、伊川正樹「所得税における対価性」木村弘之亮先生古稀記念論文集編集委員会編『公法の理論と体系思考』（信山社、2017 年）61 頁、注解所得税法研究会編『注解所得税法 [6 訂版]』（大蔵財務協会、2019 年）914～915 頁参照。

35) このほか、A2 が A1 の役員である場合には役員給与（法税 34 条）、A1 と A2 との間に取引関係などがある場合には交際費等（租税特別措置法 61 条の 4 第 4 項）に該当し、全額が損金不算入となる可能性もある。しかし、いずれについても、寄附型 CF が文言それ自体に明確に該当するようには思われず、広告宣伝費と同じく限定的な場合にのみ、寄附型 CF に伴う資金提供が役員給与または交際費等に該当するものと思われる。

有無に応じて計上すべき取得原価が異なり、また控除できる年度も議論の余地がある。ただし、支払った資金が原則として損金として控除可能となることには、争いが無いように思われる。

問題となるのは、B2が法人であった場合に、モノやサービスの提供に対して低額譲渡課税がされるのか、という点である。II 2 (2) で述べたように、通常の購入型CFにおいては、発売前のモノやサービスについて、発売後の価格よりも低額の資金の提供によって取得または享受できるような形で資金が募集される。したがって、この点は議論する必要があるものと思われる。

具体的な検討に入る前に、低額譲渡課税について整理しておく。法人税法上、有償のものに加え、「無償による資産の譲渡又は役務の提供」からも益金が生じるものと定められている（法税 22 条 2 項）。例えば、内国法人 C が、時価 100 の資産を対価 0 で譲渡した場合には、100 の益金が生じる。損金側の 100 については、「内国法人が金銭その他の資産……の贈与……をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額」として、原則として寄附金に該当する（法税 37 条 7 項）。寄附金は原則として一部額のみが損金に算入できることは、2 で述べたとおりである。したがって、無償によって資産を譲渡した場合には、何ら金銭などによる利益を得ていないにも関わらず、法人税の課税がされることがある。無償取引課税または寄附金課税と呼ばれるものである。

問題となるのは、法税 22 条 2 項には、「有償又は無償」による資産の譲渡または役務の提供から益金が生じる旨は定められているものの、「低額」による資産の譲渡または役務の提供については定めがない、ということである。すなわち、C の例で言えば、例えば対価を 0 ではなく 10 で譲渡した場合に、譲渡対価 10 を益金 100 と引き直す根拠は、法税 22 条 2 項の文言

36) 例えば、あまり想定しがたいが、B1 に対して B2 が社外取締役（会社法 2 条 15 号）として勤務することと引き換えに資金を調達する購入型 CF の場合には、役員給与（法税 34 条）への該当性が問題となりえよう（法税 2 条 15 号、法税令 7 条も参照）。

としては必ずしも明らかではない³⁷⁾。

このような、低額譲渡課税の問題が争われた判例として、株式による代物弁済について低額譲渡課税が行われた南西通商事件が挙げられる。同事件の原告（納税者）は、低額譲渡について時価への引き直しが行われるのは「単に時価より低い価格で譲渡されただけではなく、これに加えて、租税回避を目的とした場合か、異常に譲渡価格が低く、経済的取引として不合理、不自然な場合である」などとして争ったが、いずれの審級でも請求は棄却された。上告審は、以下のような規範を述べ、納税者の請求を棄却している（以下「平成 7 年最判」という）³⁸⁾。

「法人税法 22 条 2 項……は、法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたものと解される。

譲渡時における適正な価額より低い対価をもってする資産の低額譲渡は、法人税法 22 条 2 項にいう有償による資産の譲渡に当たることはいうまでもないが、この場合にも、当該資産には譲渡時における適正な価額に相当する経済的価値が認められるのであって、たまたま現実に収受した対価がそのうちの一部のみであるからといって適正な価額との差額部分の収益が認識され得ないものとすれば、前記のような取扱いを受ける無償譲渡の場合との間の公平を欠くことになる。したがって、右規定の趣旨からして、この場合に益金の額に算入すべき収益の額には、当該資産の譲渡の対価の額のほか、これと右資産の譲渡時における適正な価額との差額も含まれるものと解するのが相当である。このように解することは、同法 37 条 7 項が、資産の低額譲渡の場合に、当該譲渡の対価の額と当該資産の譲渡時における価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額が寄付金の額に含まれるものとしていることとも対応するものである。」（下線は

37) この点、損金側の時価との差（この例で言えば 90）については、低額譲渡であっても寄附金に該当する旨が明文で規定されている（法税 37 条 8 項）。

38) 最判平成 7 年 12 月 19 日民集 49 卷 10 号 3121 頁。

筆者)

平成7年最判については、無償譲渡や低額譲渡について益金を擬制する根拠や、法税22条2項の位置づけ(確認的規定か創設的規定か)を含め、様々な評価が存在する³⁹⁾。ただし、原告の主張を排除したことや、判示それ自体から理解できるように、同判決は、低額譲渡課税を、低額譲渡を行った意図や取引の不自然性を問わずある程度包括的に行われるべきものとして捉えているものと述べることはできよう。

少し前置きが長くなったが、購入型CFと法人税の問題に話題を戻そう。以上のように、判例理論として、低額による取引について時価へと引き直して課税をすることはある程度包括的に行なわれている。このことを前提とした場合、購入型CFにより資金を調達したB2には、時価に引き直した課税が行われるのだろうか。例えば、プロジェクト始動後に100の定価で販売する予定のモノやサービスを、プロジェクト始動前の50の資金提供でB2からB1に提供した場合に、B2には50の益金のみが生じたものとされるのだろうか、それとも100の益金(および50の寄附金)が生じたものとされるのだろうか。

平成7年最判の規範に購入型CFを当てはめるにあたり問題とされるべきは、同判決における(下線を付した)「適正な価額」の意義であろう。この点については、同判決に続く裁判例において、「不特定多数の当事者における自由な取引において通常成立すると認められる価額」を指す、と判示するものが見られる。法人が行った土地の売却に関する裁判例や⁴⁰⁾、船舶の売却に関する裁判例において⁴¹⁾、このような判示がされている。このような解釈論は、無償取引課税の趣旨目的について「相互に特殊関係のない独立当事者間の取引において通常成立するはずの対価相当額」⁴²⁾を収益に

39) 川神裕「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説 民事篇 平成7年度(下)』(法曹会、1998年)1075~1077頁参照。

40) 広島高判平成24年8月2日税資262号順号12017。

41) 東京地判令和元年6月27日(判例集未登載、LEX/DB文献番号25559516)。

42) 金子宏「無償取引と法人税」同『所得課税の法と政策』(有斐閣、1996年)345頁[初出:1983年]。

加算することによって税負担法人の公平を確保することと捉える通説的な見解（適正所得算出説）とも整合するものである。

また、平成 30 年度税制改正（平成 30 年法律第 7 号）によって設けられた法税 22 条の 2 においても⁴³⁾、第 4 項において、「販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額」を法人税法上の益金に算入するものと定められている。同項および上記の裁判例は同旨の考え方を示しているものであろう⁴⁴⁾。

上記の、「不特定多数の者との間の自由な取引で通常成立する価額」または「引渡しの時における価額」もしくは「通常得べき対価」という規範に当てはめた場合、購入型 CF による定価よりも低額のモノやサービスの提供に対して、原則として、低額譲渡課税はされるべきではないように思われる。なぜならば、購入型 CF は、原則として、不特定多数の者に対して資金提供を呼びかけ、その引き換えにモノやサービスを提供する、まさに「不特定多数の者との間の自由な取引」そのものに該当するからである。上記の B1 および B2 の例で言えば、B1 が資金を購入型 CF で調達するためには、モノやサービスを 50 で提供する必要があった、と原則として論じ

43) ここまで、法税 22 条 2 項を低額譲渡課税の法的根拠と解して議論を行ってきた。条文構成としては、益金の意義について定めているのはあくまで同項のため、このような議論を行うべきであろう。

ただし、法税 22 条の 2 第 4 項で時価への規制が明文で定められたことにより、低額譲渡課税をめぐる議論については立法的に解決がされ、同項が新たに低額譲渡の時価への引き直しの根拠条文になった、と論じることも可能ではあろう。法税 22 条の 2 の位置づけについては、さしあたり、長島弘「法人税法 22 条の 2 の検討」日本租税理論学会編『租税理論研究叢書 29 税制改革の今日的課題』（財経詳報社、2019 年）79 頁、渡辺徹也『スタンダード法人税法 [第 2 版]』（弘文堂、2019 年）115～118 頁参照。

しかし、根拠をいづれに求めるにせよ、平成 30 年度税制改正による法税 22 条の 2 第 4 項の制定は「最高裁平成 7 年 12 月 19 日判決の趣旨が法令上明確化」（大蔵財務協会編『改正税法のすべて 令和元年版』（大蔵財務協会、2018 年）270 頁〔藤田泰弘＝小竹義範＝高橋龍太＝鎌田絢子＝石田良執筆部分〕）されたものと位置づけられている。したがって、従来の議論が大きく変動を受けるわけではないように思われる。

44) 法人税基本通達 2-1-1 の 10 も参照。

て良いように思われる。

上記の解釈論に対する反対論として、不特定多数の者との自由な取引であるかという取引の性質に関わりなく、その結果として成立した価格は低額である可能性がある、というものがあろう。このような反対論の論拠となりうる点として、上記の平成7年最判やその後の裁判例および法税22条の第4項の立法においては、あくまで金額の適正性が問題とされているのであり、取引当事者の関係が問われていない、ということが挙げられる。しかし、このように論じることは困難であるように思われる。まず、「個別の取引において何が適正対価であるかについて、一義的な基準を見出すことは困難であることが少なくない。したがって、適正対価というのは、かなりゆるやかな幅をもった観念であると考え、その判断に当っては柔軟な態度をとることが、私的自治を尊重し法的安定性を維持するために必要である」⁴⁵⁾と論じられるとおり、あるモノやサービスの適正な対価とは、必ずしも定価などの一つの価格に定まるものではなく、取引の時点などによって大きく左右されるものである。そして、購入型CFが行われる時点においては、プロジェクトが始まりモノやサービスが完成するか不確定であり、また、実際にモノやサービスが提供されるのも、多くの場合、プロジェクトが始まった後の、資金提供から時間が経過した後であらう。このような、プロジェクトが始まるかわからないリスクがあることや、実際にモノやサービスが提供される時点から資金提供時までの時間的価値を割り引いて考えるべきことをも鑑みれば、定価よりも低額でモノやサービスが提供されたとしても、それは原則として適正な対価によるものと論じて良いように思われる。

ただし、IIで論じたとおり、CFやその類型は多義的である。ここまでは、プラットフォームを通じて不特定多数の者が資金を法人に提供する典型的な購入型CFを念頭に置き、原則として低額譲渡課税が行われるべきではないと論じてきた。しかし、例えば、同族関係者のみが法人に対して

45) 金子・前掲注(42)347頁。

「購入型CF」により資金を提供する場合には（そのような資金の移動を「CFではない」と断定する論拠は法的には存在しない）、上記の低額譲渡課税をめぐる解釈論を前提として、低額譲渡課税が行われる可能性は排除できないように思われる。

3 融資型CFと所得税

既に述べたように、融資型CF（ソーシャルレンディング）においては、匿名組合契約に基づいて資金を集め、投資を行うことが通常である。融資型CFは、匿名組合を用いる通常の投資と比して、プラットフォームビジネスとして行われるという特徴はあるものの、後述するように、課税関係に大きな影響を及ぼすような性質があるわけではない。そのため、本節では、匿名組合を用いた投資に伴う課税関係について整理することで、融資型CFに係る課税関係を論じることとする。個人または法人であるD1（資金調達者）が、プラットフォームであるD2を営業者として募集した匿名組合契約に基づく融資型CFに対して資金を提供し、金銭のリターンを得た場合をここでは考えたい（本節において、D2は資金調達者ではなくプラットフォームである点に注意）。

匿名組合を組成し、組合財産の投資によって利益を得た場合、匿名組合は法人と異なり法的な権利義務の帰属主体とはならないことから、その利益は組合員の所得課税の対象となる（パススルー課税）。したがって、D1は、個人の場合には収入金額（所税36条）に、法人の場合には益金（法税22条2項）に、匿名組合が得た利益のうち分配を受ける権利が確定した金額を算入するべきこととなる。また、「匿名組合契約……に基づく利益の分配につき支払をする者は、その支払の際」に、所得税の源泉徴収義務を負う（所税210条。なお、D1が個人であるか法人であるかを問わない（所税174条9号））。したがって、実際の利益の支払時に、D2は、分配額に対する所得税の源泉徴収義務を負うことになる。

匿名組合契約の課税関係を規律するルールは、以上のように、包括的なものとは必ずしも言えない。実務上は、より細かなルールが通達として定

められているが⁴⁶⁾、これらの規定もおお包摂的ではなく、また課税関係を規律する法源ではない。そのため、以下のような議論が、裁判例においてなされてきた。匿名組合の課税関係を論じた全ての裁判例を網羅することはできないが、匿名組合に対する課税についていくらかの素材を述べたうえで、融資型 CF の課税関係を考察してみたい。

匿名組合の課税関係に関する早期の先例として、昭和 35 年⁴⁷⁾および昭和 36 年の判例⁴⁸⁾が挙げられる。これらはいずれも昭和 40 年の所得税全文改正前の判例であるが、「利益配当」(昭和 35 年最判) および「匿名組合契約で命令で定めるもの」(昭和 36 年最判) につき、商法上の概念と同様に解すべきであると判示されている。

匿名組合の課税関係をめぐる近時の裁判例としては、平成 27 年の最高裁判所の判例⁴⁹⁾および平成 28 年の東京地方裁判所の裁判例⁵⁰⁾が挙げられる。まず、平成 27 年最判においては、個人が匿名組合契約に基づき受けた利益の所得分類が争われている。上述した所得税基本通達 36・37 共 - 21 において、従前は、営業者の営む事業の内容に従って組合員が受けた利益の所得分類を判断するものとされていた一方、平成 17 年の通達改正によって、個人である匿名組合の組合員が受ける利益は、組合事業を営業者と共に経営していると認められる場合を除き、原則として雑所得に該当するものと定められた⁵¹⁾。当該判例では、平成 15 年分から 17 年分に原告が受けた匿名組合の利益の分配金につき、雑所得に該当し、当該分配金について生じた損失の損益通算が行えない旨の課税庁の処分の適法性が争われた。裁判所は、匿名組合契約に基づき匿名組合員が営業者から受ける利益の分配に係る所得は、原則として、「当該事業の内容にかかわらず、その出

46) 所得税基本通達 36・37 共 - 21、法人税基本通達 14 - 1 - 3。

47) 鈴や金融事件上告審判決 (最判昭和 35 年 10 月 7 日民集 14 卷 12 号 2420 頁)。

48) 匿名組合契約事件上告審判決 (最判昭和 36 年 10 月 27 日民集 15 卷 9 号 2357 頁)。

49) 最判平成 27 年 6 月 12 日民集 69 卷 4 号 1121 頁。

50) 東京地判平成 28 年 7 月 19 日税資 266 号順号 12883。

51) 通達改正以前から同様の解釈論を述べていた論文として、淵圭吾「匿名組合契約と所得課税」ジュリスト 1251 号 (2003 年) 181~182 頁参照。

資が匿名組員自身の事業として行われているため事業所得となる場合を除き、雑所得に該当するものと解するのが相当」として、課税庁の処分は適法だったと判示している⁵²⁾。

次に、平成 28 年東京地判においては、匿名組合の利益の分配についての源泉徴収義務（所税 210 条）につき、やや特殊な例が争われた。当該事件においては、匿名組合の事業は全体として損失を生じさせていた。商法上、「出資が損失によって減少したときは、その損失をてん補した後でなければ、匿名組員は、利益の配当を請求することができない」と定められているため（商法 538 条）、当該匿名組合は利益分配を適法には行えない状況であった。しかし、営業者である法人⁵³⁾は、利益が生じているものと粉飾決算を行い、利益額と称した金額を組員に分配していた。この「利益の分配」につき、源泉徴収義務が生じるか否かが争われたが、裁判所は、「匿名組合契約に基づく利益の分配としてされた支払行為が、客観的評価においては、営業者における損益計算等に誤りがあるため当事者間で成立した契約上の権利義務と一致しないものであったとしても、営業者が匿名組員に対して出資の払戻しではなく利益の分配として金銭を交付し、匿名組員においても利益の分配として当該金銭を受領したものと取り扱われているのであれば、……課税要件事実の不充足が明らかになったなどの特段の事情がない限り、当該匿名組合契約に基づく『利益の分配』という課税要件事実の充足があったものとして課税することができる」として、源泉徴収義務が生じるものと判示している。

以上のような裁判例の判示をもとに、融資型 CF 等の課税関係を、D1 および D2 の例を用いて整理してみよう。まず、D1 は、匿名組合の事業から生じた利益のうち分配を受ける権利が確定した部分の金額を収入金額または益金に算入すべきこととなるが、D1 が個人の場合には、原則として、そ

52) なお、過少申告加算税については、平成 15 年分および 16 年分の所得税に係る部分につき、国税通則法 65 条 4 項にいう「正当な理由」を認め、処分を取り消している。

53) 原告は、当該法人の破産管財人である。

の所得分類は雑所得（所税 35 条）となる（平成 27 年最判）。次に、D2 は、融資型 CF を商法上の匿名組合契約（商法 535 条）に基づいて営業者として募集した場合には、その利益の分配について、所得税の源泉徴収義務（所税 210 条）を負う（昭和 35 年最判、昭和 36 年最判）。このとき、その利益の分配が違法なものであったとしても、D1 および D2 が利益の分配として取り扱っているのであれば、源泉徴収義務が D2 に生じる（平成 28 年東京地判）。

ここまで述べてきた寄附型 CF および購入型 CF についての議論と異なり、以上の原則的な課税関係について、融資型 CF の性質が結論に影響を及ぼす（議論の射程から逃れる）ことはおそらく無いであろう。むしろ、融資型 CF の性質や問題点から、原則的な議論のうち特に平成 27 年最判および平成 28 年東京地判が問題となる（議論の射程に入ってくる）場面が多いのではないかと、と思われる。

まず、融資型 CF による投資対象は、一般的に、通常の投資に比べてハイリスクなものが多いと言われる⁵⁴⁾。したがって、損失が生じるプロジェクトも相当数あるだろう。仮に組合事業において損失が生じたとしても、その損失は原則として雑所得の計算上生じた損失となり（平成 27 年最判）、雑所得は損益通算の対象とはならないため（所税 69 条 1 項）、その損失を他の所得分類から控除することはできない（まさに、平成 27 年最判で争われたのも、損益通算の可否であった）。

また、融資型 CF を仲介するプラットフォームは、第二種金融商品取引業の登録を受ける必要があるが（金融商品取引法 28 条 2 項）、登録を受けていない事業者が融資型 CF を募集していることがあるほか、登録を受けている事業者であっても違法な行為を行っている場合もある旨、金融庁が注意を呼びかけている⁵⁵⁾。プラットフォームが第二種金融商品取引業の登録を受けていない場合など違法な状態で「利益の分配」とされる行為を

54) 佐々木・前掲注 (6) 24～26 頁参照。

ただし、資金提供者が多数かつ一人一人の資金提供は小口であることから、個々のリスクは実際には減殺される。

行う場合も融資型 CF についてはありうるが、このような場合でも、資金提供者（匿名組合員）およびプラットフォーム（営業者）双方が利益の分配が行われたものと取り扱っているのであれば、源泉徴収義務が生じることになる（平成 28 年東京地判）。

4 補足すべき事項

以上、寄附型 CF、購入型 CF および融資型 CF につき、寄附型 CF によって資金を提供した法人、購入型 CF によって資金を調達した法人および融資型 CF の資金提供者とプラットフォームを主たる検討対象として、法人税および匿名組合に対する所得課税の問題を論じてきた。

本稿では論じられなかった点としては、次のようなものが挙げられる。まず、CF を仲介するプラットフォームは多くの場合法人であるように思われるが、プラットフォームは、収受した手数料を益金に計上すべきである。少し考え難いが、プラットフォームが公益法人等である場合には、プラットフォームの提供が収益事業（法税 2 条 13 号）に該当するのか、議論の余地がある（通信業（法税令 5 条 7 号）または請負業（同条 10 号）に該当する可能性があるように思われる）。

また、金融型 CF に伴う課税関係については、匿名組合に係る課税問題を除き本稿では論じることができなかった。しかし、この点以外にも、金融型 CF については、所得税および法人税を併せた金融所得課税の文脈において、主に立法論を論じる余地があるように思われる。今後の検討課題としたい。

55) 「ソーシャルレンディングへの投資にあたってご注意ください」（金融庁ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/ordinary/social-lending/index.html>）参照。注 (20) で述べた匿名化解除は、このように融資型 CF において投資家保護が不十分であることを問題視して行われた、とされる（日比慎「ソーシャルレンディングに関する Q&A 等の公表」（PwC 弁護士法人ウェブサイト：<https://www.pwc.com/jp/ja/legal/news/assets/legal-20190417-jp.pdf>）参照）。

IV おわりに

本稿では、CFの意義や類型について整理した後(Ⅱ)、寄附型CFおよび購入型CFに伴う所得税および法人税の課税問題について論じた(Ⅲ)。法人が寄附型CFによって資金を提供した場合、原則として寄附金(法税37条)に該当するように思われるが、広告宣伝費などに該当する例外があることは否定できない旨(Ⅲ1)、法人が購入型CFによって資金を調達した場合には、原則として低額譲渡課税がされるべきではない旨(Ⅲ2)、融資型CFに伴って匿名組合に関する課税問題が生じる旨(Ⅲ3)を論じた。

今後とも、CFは、共助または互助の手段として、経済において一定の役割を果たしていくであろう。CFの普及が過大な税負担や税負担の不明確さから阻害されてしまうことは、望ましくないことのように思われる。本稿の議論が、CFに携わる法人や匿名組合の構成員の課税上の地位を安定させ、CFの普及に繋がることを願って、本稿の締めくくりとしたい。